

広報あいら

発行所 鹿児島県姶良郡姶良町役場
発行人 池田盛孝 編集人 両乞信

(印刷所) キング堂印刷所

町の人口動態 (7月1日現在)

世帯数	6,989戸
人 口	10,899人
	12,661人
	23,560人
6月の	出生 29人 死亡 18人 転入 147人 転出 104人

水浴場も七月十五日海開きされ、

今年の海水浴場は、便所、昇降

口、飲料用の水道と施設も整いました。また、重富海水浴場観光協会で水難防止の塔を建設され、水難事故に万全を期することになりました。

夏休みを利用して一家そろって海水浴で楽しく一日を過ごされることも健康上よいことだと思います

しかし七月末から八月にかけて多い日は、二万五千人でにぎわいます。小さな子どもさんをお連れの際は十分注意し事故のないよう努めてほしいものです。

夏はからだを鍛える絶好のシーズンです。海水浴などをして暑さをのり切ってください。

(としておくと便利です)

海 水 浴 场 で か ら だ を 鍛 え よ う



新設された祈水難防の塔



にぎわう重富海水浴場

議会だより

第一回定例議会

議決議案十九件

第一回定例議会は去る六月二十日召集され、会期を二十七日まで、三日間と決定し、提案された議案十九件、陳情十件について、それぞれ審議しました。審議の経過と結果は、次のとおりです。

◎始良町職員定数条例の一部を改正する条例が可決されました。これは繁雑化する町行政を円滑に行なうため、現在町長、事務局職員の中一二六名を一四一名に、議会事務局の二名を三名に、学校の職員二十五名を三七名に改正されました。

◎始良町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例が可決されました。これは昭和四十五年度より実施する第二次構造改善事業に基づく、ほ場整備事業について種々検討協議して、事業を円滑に進めるための協議会をつくり、その委員に対する報酬を定めたものであります。

◎始良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が、可決されました。これは北山診療所の医師の給与及び手当を改正するものであります。

◎始良町職員旅費支給条例の一部

◎国民健康税条例の一部を改正する条例が可決されました。

◎始良町利子補給条例の一部を改正する条例が可決されました。

◎始良町道路認定の件が可決されました。これは高牧開拓道路が、この町道として管理されることになりました。

◎昭和四十五年度一般会計補正予算(第一号)及び水道事業会計予算(第一号)が、可決されました。

一般会計予算の才入才出は、それぞれ五億九千四百三十七万四千円になり、水道事業会計予算は九千

七百二十万九千円になりました。
◎その外鹿児島県市町村組合関係規約等が可決になりました。

議会の持つてゐる活動権限とは

議員の権限と議会の権限は異なる

議員は議会を構成する一人であり議員定数(二十四名)の半分以上

の意見がまとまって、始めて次の

ような権限が生まれる。

(一)議決権

イ町の条例(法律)を定めたり改めたり、廃止したりする。

ロ町長のだした予算を定める。

ハ前の年の仕事(決算)を認め

る。

ニ税金や使用料、手数料などを

とる率などをきめる。

ホ一千円以上の工事等の契約

をすること等をきめる。

ヘ町の財産をゆずつたり、貸し

たりすることをきめる。

ト重要な施設を長い間独占的に

貸せるようなことを定める。

チ町を相手とした訴訟や和解、

あつせん、調停、仲さい等を

きめる。

リ七百万円以上及び五反歩以上の財産を売つたり買つたりすることをきめる。

ヌ町の公共的团体(農協、共済組合、商工会、森林組合、青年団、婦人会等)の活動の総合調整に關すること。

(二)議会のもつ選挙権

イ選舉管理委員会委員を選任す

る。

ロ議会の議長、副議長、委員長

を選挙する。

(三)検査及び監査の請求権

イ町の仕事に不審があつたら監査委員に監査を請求できる。

ロ執行機関(町長、教育委員会等)に報告を求めることが

できる。

(四)議会に出席し、説明するよう要

求する権限

イ執行機関の長は、議会から説明を求められたら、必ず出席

せねばならない。

(五)町政に対し意見を述べ、又意見書を提出できる権限

(この意見書は住民の声としてまとめねばならない)

(六)町のしごとについて調査する権限

イ町長が提案した議題を、もつとくわしく調べたり、将来町政の上で問題になりそうなことを事前に調査したり、町の事務を突込んで調べる必要があるときには、調査することを議決する。

このときは参考人として、議会に出頭を命ぜられたら必ず出席せねばならない。

(七)議会に提出された陳情や請願を受理し、審議する権限

イ議会に提出された陳情や請願を受理し、審議する権限

(八)町長から選任同意を求められる

助役、収入役、教育委員、監査委員、固定資産評価審査委員等について可否権

(九)臨時議会の召集権
議員は必要があるときは、數名で話し合いの上臨時議会の召集を請求できる。

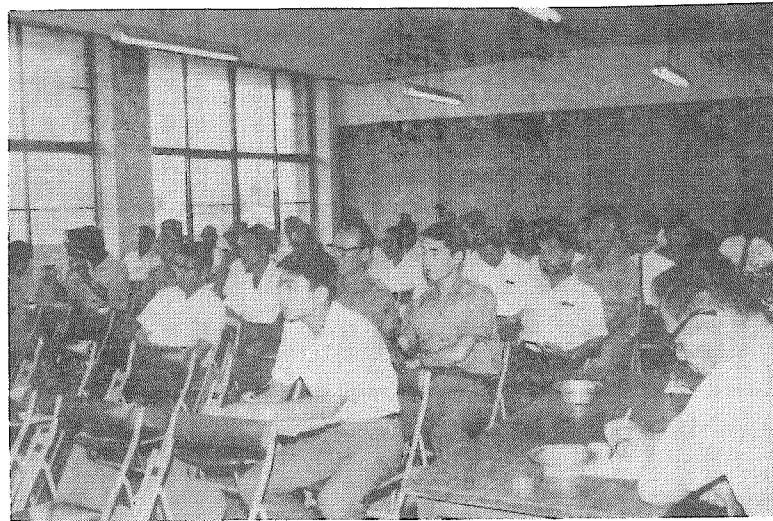
町長の不信任議決権

町長のしごとに不信がある場合

は特別多数決(定数の三分の二以上)が出席し、その四分の三以上

の同意が必要によって「町長の不信任議決」ができる。町長は又この議決がなされ、通知を受けてから十日以内に議会を解散させることができる。

解散した議会は住民の選挙によつて新しい議会が生まれて、ここで、再び町長不信任の議決がなされると、町長はその職を失うこととなる。



夏休みと補導

少年指導員 宮脇 静雄

夏休み子どもは海に山に、心身を鍛える絶好の期間であります。夢をもちプランを練りそれぞれたくましく強く、しかも無事故で過ごしてほしいものです。一方夏

休み中は解放感のために気がゆるみ節度を失つて思いがけない事故や事件を起こしやすいのです。今回は町内各学校の補導員のかたがたとともに大人への協力を願

いつつ児童の持つ特性を追つて考えてみました。児童の中でも小学生の上級生と中学生、いわゆる少年期への補導はむずかしいのであります。たえまなく子どもに接し、子どもからしたわれるようにすれば補導の責任は果たせたと申しても過言ではありません。

一、補導するためには必ず心構えから

私たち、少年犯罪が新聞やテレビで報道されるたびごとに社会を憂いながら、次代を負う少年がこれよいのかと、はかりしなり憂慮に堪えません。これは一人の社会全般がその重大さを考え、しかも大人が他人の子ども非行少年だけの責任ではありません。社会全般がその重大さを考え、しかも大人が他の子ども

しかし実際に補導の手を差し伸べてみると、大変な苦労もあります。その反面ひたむきな努力が報いられた時の喜びは大きいものであります。補導とはこの喜びだけを誇りと考え方ないといけません。

二、少年に対する理解とは

成長期にあります青少年は心身ともに環境による影響は敏感であります。しかも物事に直感的で包容力に乏しいために、行動的に走る性質を持っています。したがって心理的、性理的にその特性が旺盛であることを忘れてはなりません。それだけに少年の取扱いは無計画であつたり、無反省ありますと、徒に心情を、害しやすいものであります。したがってその処置と判断は常に誤まらない

いようにされたいものです。やはり問題になつた事だけにとらわれず、むしろ少年の長所や善意の発見につとめ、少年みずから生活の喜びを味あわせるよう仕向けることが大切ではないかと思います。

三、補導は冷静に絶間なく

補導は気長く、しかも冷静に相手から納得と信頼を得ることが大切であります。「少年は児童を大きくしたものでもなく、大人をそのまま小さくしたものでもない」と言われます。つまり少年の心理は独特のものであります。

児童期の小、中学生の子どもの特性は

(1) 活動的であり一刻もじっとしていられない。

(2) 模倣性が強い、なんでも友達や年長者のものまねをする。

(3) 好奇心が強いため大人にしてみればなんでもない事が子どもは大変興味をもち、ほしがつたり、せんざくする。

(4) 開放的である。どこでもすぐ子どもは友達をつくる。よいにせよ悪いにせよその影響は大きい。

(5) 空想的で変化を好み、子どもらしい夢の世界があり、よく漫話を好み空想にふける。とにかく同じことにすぐあきて刺激を求めるようとして屋内から戸外へと遊びを求めて歩く。

漫画を好み空想にふける。とくに同じことにすぐあきて刺激を求めるようとして屋内から戸外へと遊びを求めて歩く。

残忍性と破壊性がある。子どもは想像もつかないことを平気でやつてのける。たとえば火をみつけたら必ず殺すし、ネコや犬をよく引きずり回して喜んでいる。とくにおもち

すまない衝動にかられて徹底してこなす。そうして発見す

る芽を育てる。常に友達を求めて行動するようになり、家庭からしだいに離れ、外だけで遊び、外の環境に興味をいだくようになる。(これは独立する前兆であつて、あまり神経質になる必要はない。)

最近の週刊誌や家庭雑誌などあらわに性への興味をよび起こすようなものが多いため、理性の発達が伴わぬうちに性的いたずらにふけることがあります。家庭での性教育は、むつかしい問題ですが、やはり両親の観察にお任せす

る以外に方法はないようです。以上補導する立場から、いくらくらいでも参考になればと思います。

今年の夏休みは、町内各学校とも無事故で、たのしい休みを終えることのできますよう祈りたいと思います。

交通事故相談所開設

加治木町、蒲生町、溝辺町と協力して、六月十日から交通事故相談所を開設しました。

平日はいつでも専従職員がおります。交通事故でお困りのかたは是非ご利用ください。

場所 加治木町港 加治木連送事務所

子供を守りましょう

姶良町教育長 山路畜士

本年もながい夏休みに、はいることになりますが、次のこと気に気をつけて、子どもの生活が健康で明るいものになるよう願ってやみません。

(一) 「よい子の夏やすみ」を実行

毎年町教委、町生徒指導研究協議会より「よい子の夏やすみ」の生活のしおりを各子どもの家庭に配布しています。これは、四〇日間のことの生活が、よりよく健康でかちのあるものになるようしつけの面・学習の面・安全の面運動の面等に分かれ、わかりやすく又だれでも実行しやすいよう示されていますので、親と子が、休みの始めに、よくよん、実行にうつしていただきたいのです。これが、ややもすれば、無とんじやくで見向きもしない事等があるよう聞いていますので充分事前に子どもと話しあって、よい夏休みがすぐされるよう心がけて下さい。

(二) 親と子の対話をおすすめしま

子どものわるいたずらや非行につながる第一の原因是、多くの例が示しているように、家庭にあるようです。それは親と子の人間関係が、うまくかない、親と子がよそゆきの間柄になっていて、最も大事な情愛が通じていないこと等がその

原因のようです。そこで、毎日一回必ず夕食時には、親と子が話しゃをする習慣をつけていただきたいものです。

子どもの方は、口かずが少ないもので、親の方からその日の出来事など、何んでもよいので、話題をもちかけてゆくと、子どもも、よろこぶと思います。一日一口、話しをおすすめします。

(三) よい心の環境を作りましょう

人が育つためには、よい環境を作れとよくいわれています。暖かみのある明るい環境に育つ子どもは、素直な心が失われません。家庭が暖かで明るい気分を作ることには、親のつとめです。近頃共稼ぎや、鍵つ子の家庭が多く、家庭はただ人間のねです。親と子が力を合せて、よい家庭環境を作ることにつとめたいものです。

十二年十月発足以来町民のご協力によりまして、今日まで運営してきましたが、社会の進展とともに社会福祉協議会が、その機能を遂行しうる組織体制を確立しようとする氣運が高まっています。

これを機に、社会福祉協議会を社会福祉法人組織にして、全戸が加入してひらく住民の福祉に欠ける状態を解明し、その解決をはかるようになればなりません。

それは現在までのよう行政機関(役場)からの補助金や、寄付金(香典返し)共同募金の配分金だけにとどらず、町民自ら会費を出していただきて、住民自らの福祉を増強するための活動を促進していくたいと思います。

社会福祉協議会のあらまし

国、県、郡、市町村のそれぞれの段階で、住民が主体となり、社会福祉や保健衛生その他、生活の改善向上に関連のある公私関係者の参加や協力を得て、住民の福祉を増進する活動の推進

合子どもをほめて仕事をすることのよろこびを経験させますと、自然に自分でするという責任感が養われます。規律正しい態度もこうしたものの中から生まれてくると思います。

(五) 夕方は使いに出さない。

夕方は家庭で何かと忙しい時ですが、つい夕食等の準備で不足するものがおきて、子どもに「何を

買つてこい」と使いに出し易いものですが、これは、やめていただきたいたい。事故になる原因を作り出します。

以上最近感じていることをお伝えして、子どもの健全な成長を念ずると共に町民みな様のご協力を心からお願いいたします。

えして、子どもたちの健全な成長を念ずると共に町民みな様のご協力を心からお願いいたします。

(七) 「敬老の日」には高令者に慰問品を贈り、敬老思想の普及に努める。

(八) 民生委員、保護司、学校その他関係機関と連絡を密にして青少年の不良化防止並びに社会浄化に努める。

(九) 浮浪者、行路病死者等の救済のため法外援護を行なう。

(十) 「心配ごと相談所」を設け、毎週火曜日に心配ごとの相談に応じる。

※会費は一戸当たり年額五〇円です。

以上社会福祉協議会の事業は、地域の実情に即して積極的に展開されなければなりませんが、要是

町民の福祉増進をはかるため、設けられた自主団体ですので、ご理解の上ご協力くださるようお願いします。

社会福祉協議会を法人組織に

や社会福祉事業の振興をはかるなど、民間の自主的な組織であります。

(一) 社会福祉を目的とする、事業の連絡、調整、広報宣伝

(二) 社会福祉施設や、民生児童委員などの連絡調整

(三) 生活困窮者等に対する援助

(四) 生活困窮者ではないが、そのおそれのある方には世帯更生資金(更生、身障、生活住宅、修学、療養、災害援護)

(五) 「歳末たすけあい運動」を婦を貸付けて更生をはかる。

耕作者に迷惑になります。

始良町社会福祉協議会

用水路に取り草やちりを捨てないようになります。

いよいよ水路末端の

国民年金保険料

七月分から四百五十円に

国民年金の保険料の額は、これまで年令によって二百五十円、三百円と区分されていましたが、七月分から年令に関係なく四百五十円になりました。

保険料の額が引き上げられたのは、七月分から年金受給額が大巾円になりました。

もう一度加入できる十年
年金しめきり九月三十日

明治三十九年四月二日から明治四十四年四月一日まで生まれた人で、前に国民年金に入会したが都合により国民年金をやめられた人は、もう一度加入できます。ただし、他の年金制度に加入している人や他の年金制度から老令（退職）年金が受けられる人は加入できません。加入の要点は次のとおりです。

保険料
一ヵ月 四百五十円
納付期間 (三十六年四月から四十
六年二月まで)
納付期限 昭和三十六年四月から空
白期間と、のこり四十六年三月
まで。
納付期限 過去の未納分については昭和四
十七年六月二十日まで
加入受付期間

昭和四十五年九月三十日まで
年金額
再加入の前後の保険料を合算し
十年になると、昭和三十六年四

飲酒運転を 追放しよう

交通法が一部改正されました。

八月二十日から施行
飲酒運転の法のおもな改正点は

次のとおりです。

一、アルコールの程度のいかんに
かかわらず、酒気を帯びた状
態で運転することを禁止した
二、最も危険性の高い酒酔い運転
の罰則が強化された。

三、警察官が酒気帯び運転をする
おそれがある者について、呼

四、酒気帯び運転をするおそれ
ある者に、飲酒をすすめるこ
とや、酒類を提供することを

禁止された。

五、運転免許の取消しを受けたあ
との免許の失效期間を延長し
た（現在一年となっているの
を三年までとした）

六、安全運転管理者、その他車両
の運行を直接管理する地位に
ある者が下命、また容認をし

ておらず、交通事故の犠牲者とな
っています。

ヘルメットを着用する時は、かならず
ヘルメットを着用し、自らの生命

は自ら守りましょう。

飲酒運転の危険性は以前から叫
ばれ、取り締りも行なわれてきま
したが、それにもかかわらず、悪
質な運転者のため、飲酒運転によ
る重大事故があとを絶ちません。

鹿児島県における昨年の飲酒運
転事故数は、発生四百八十八件内
死亡二十九人、負傷者六百三十八
人の多きにのぼっています。

私たちちは、飲酒運転の危険性と
反社会性を再認識し、町ぐるみで
飲酒運転追放に努めたいのです。

鹿児島県で五十三人が單車
事故で死亡しています。このうち
ヘルメットを着用していたのは、
わずか八人（十五パーセント）に
過ぎず、残り四十五人（八十五パ
ーセント）はヘルメットを着用し

ています。

單車を運転する時は、かならず
ヘルメットを着用し、自らの生命

月から引き続いて加入している
人と同じく、六十五才から年額
六万円

◎ 保険料は、月額四百五十円で
す。当然もらえる権利を、みす
みす捨てるのは、おいしいことで
す。もう一度加入しましょう。
いま、年金係で受け付けていま
す。早目に申し出してください。

◇ 盗難の防止

とられてくやむそのまえに、ど
ろぼうに対する防犯をしっかりと。

「多額の現金は早目に預金に」

「貴重品は他人が気づかぬとこ
ろにしつかり始末」

どちら、とられた品物を調べる前
に警察に連絡しましよう。

◇ 少年非行の防止

夏休みには少年の非行が多くな
ります。わが子に限つては、と
いう容易な気持ちをもたないで、

友人関係、服装、外出、所持品な
どに十分気を配つて、非行の防止に
つとめましょう。

◇ 暴力行為の防止

海水浴場、キヤンプ場をねらつ
て暴力行為が起ります。暴力排
除の氣運をもりたて、「小さな事件

」でも警察に連絡しましよう。

◇ 性犯罪の防止

女性の軽装、はでな服装、また夜
間の女のひとり歩きはキケンです

どうしても夜間外出される女の方

がおられましたら、派出所に警報

器が備えてあります。遠慮なくご
利用ください、性犯罪の防止につ
とめましょう。

◇ 子どもの水難事故防止

水泳監視員は、まず人工呼吸法

夏の防犯運動

七月二十一日一八月三十日

を身につけて監視しましょう。
泳げない子どもは、この夏ひと
なり泳ぎが十分できるよう身につけ
させ、水難事故から子どもを守り
ましょう。

派出所より

道路をまもる月間

八月一日一八月三十一日

本年も例年のとおり八月一日か
ら八月三十一日まで「道路をまも
る」月間です。

長雨で道路がひどくいたんで
います。

道路はみんなのものです。田畠
の取草をすてたり、物を置いたり
して（自動車、自転車、商品、資
材等）通行のさまたげにならない
ように注意しましょう。

女性の軽装、はでな服装、また夜
間の女のひとり歩きはキケンです
どうしても夜間外出される女の方
がおられましたら、派出所に警報
器が備えてあります。遠慮なくご
利用ください、性犯罪の防止につ
とめましょう。

私たちの手で太陽

国体を成功させよう

「入選標語」

景と史にそえるまごころ太陽

国体 チエストいけさまの意気を

百八十万みんな主役の太陽國

体

八月十日から八月二十七日まで、初任給は二万八千円から三万五千円程度。このほか扶養手当、通勤手当（最高四千二百円）などの諸手当を支給。
くわしいことは左の人事院地方法事務局にお問い合わせください。
人事院九州事務局
福岡市博多駅東2の11の1

國家公務員



人事院では、次の採用試験を行ないます。
国家公務員採用中級試験
各省庁の中級係員として事務または技術、研究業務などに従事する職員の採用試験です。
試験の区分
行政事務・電気・通信・機械土木・建築・化学・農業の八種類の区分に分けて行なう。
受験資格

、次の採用試験
採用試験馬鹿

は、一段ときびしさを加えています。
こうしたなかで、豊かで快適な生活を営むためには、ひとりひとりが「かしこい消費者」としての知識を身につけ、おたがいに話し合い、考え方ことが大切です。このたび県に、消費生活に関する苦情や相談について、みなさんのいっしょに考え、解決へのお手伝いをするため、消費生活相談所が開設されました。

わたくしたちの消費生活は、めざましい経済の発展と技術の進歩とともに、日一日と向上しつつあります。しかし、反面では、諸大な広告、有害食品や欠陥商品の

消費生活

な、相談所の利用は、すべて
無料です。問合せは、電話やハ
ンディ、FAXなど、お問い合わせ
ください。

については「届出」又は「申請」の記載をするにとどめ、「受付」の文字を記載しないこととされた。

るものでありますかこれらは通常の事件で、特殊な事件につきましては、住民課記録係にお問い合わせくださいさればでき得る限り、詳細に

香典返

場所 鹿児島市名山町9県産業会館一
階 電話(2)九一七一(内線)二〇〇
開所時間 午前9時~午後5時
ただし土曜日は12時まで、日曜
祝祭日および年末年始は、休み

戸籍記載例が改正されました。

本年三月三十一日付けて、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が公布され、七月一日から施行されました。

その改正の趣旨は次のとおりです。

今回の改正は事務の簡素化、合理化のため、戸籍記載例を、全面的に改正されたものであります。

戸籍記載例の要点はおおむね次のとおりであります。

(1)各事項の記載については、原則として、事項ごとにその年月日を冒頭に掲げること。

(2)届出又は、申請の受付の記載

自衛官
二等陸士
二等空士
募集

本年度第二次

一、応募資格
一八才以上二五才未満の日本国民で中学校卒業程度の学力を有する者。

二、試験科目
中学校卒業程度の学力について行なう。

イ、筆記試験、国語（作文を含む）数学、社会

ロ、身体検査、適性検査

ハ、口述試験

三、募集期間

中学校卒業程度の学力について
て行なつ。
イ、筆記試験、国語（作文を含む）数学、社会
ロ、身体検査、適性検査
ハ、口述試験

三、募集期間
昭和四十五年七月一日から、
昭和四十五年九月三十日まで
詳細は住民課窓口係にお問い合わせ合
せください。

(5) 出生及び死亡の場所の記載について、最も少行政区画までを表示する。

例 1 出生
昭和四拾六年一月拾日始良郡
始良町で出生同月拾五日父届出
入籍(印)

例 2 死亡
昭和四拾九年三月六日午前五時
参拾分東京都千代田区で死亡
同月七日同居の親族山田太郎届出
出同月拾日同区長から送付除籍

一金參千円也	故末永ハルエ様	末永 木井
一金五千円也	故岩井田ノキ工様	岩井田貞夫 木場
一金貳千円也	故満枝友子様	満枝 星原
一金參千円也	故油田ミサ様	幸徳誠 駅前
一金參千円也	故精木福盛様	精木 寺師
一金五万円也	故山路 章様	山路 上麓
一金參千円也	故田中千賀子様	田中 木津志東
一金五千円也	故宮園シモ様	秀正 田中 勇智

本年三月三十一日付けて、戸籍法施行規則の一部を改正する省令が公布され、七月一日から施行されました。

その改正の趣旨は次のとおりです。今回の改正は事務の簡素化、合理化のため戸籍記載例を、全面的に改正されたものであります。

戸籍記載例の要点はおおむね次のとおりであります。

(6) 姉妹事項の記載について夫及び妻について相互に同じふりあいとされた離婚、養子縁組についても右に準するものとされた。
(7) 離婚、養子離縁、生存配偶者の復姓等による人、除籍の記載については、単に「復籍」と記載することなく、それぞれ從前戸籍又は入籍する戸籍を具体的に表示することとされた。
8) 氏の変更届又は転籍届における

一金五千円也	故南	白金原	東
一金参千円也	故村田才二様	南	顯子様
一金貳千円也	故丸尾	寒行様	西
一金參千円也	故丸尾	実秋様	北
一金參千円也	故尾根久美様	東	春前記載者
並木西	古馬場	杉下	六男郎
尾根	静夫	杉下	敬之丞
并木西	丸尾	六男郎	正
尾根	静夫	正	正

町民一般の方々のご参考に資す

一金二万円也
東原西
永倉
昇殿

寄付